

四日市市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月20日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第74号

四日市市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

四日市市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成24年四日市市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第35号様式を次のように改める。

第35号様式（表面）

自立支援医療受給者証（育成医療）				
公費負担者番号				重度かつ継続
受給者番号				
受給者本人	住所			
	フリガナ氏名			
	性別		生年月日	
	被保険者証の記号及び番号			
	保険者名			
保護者	住所			
	フリガナ氏名		続柄	
有効期間				
自己負担上限額			階層	
<p>上記の通り認定します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">四日市市長</p>				

*人工透析を受ける方については、本受給者証と併せて特定疾病療養受療証を医療機関窓口提出してください。

第35号様式（裏面）

公費負担の対象 となる障害		
医療の具体的方針		
指 定 医 療 機 関		
特定疾病療養受療証		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の四日市市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の相当規定によりなされたものとみなす。

(健康福祉部障害福祉課)